

施行規則

- ※ 全体像が把握できるよう、代表的なものを抽出し、整理しております。
※ 整理及び紙面の都合上、御意見の表現については要約・簡素化しております。

主なご意見	見解・対応等
1. 福祉タクシーの要件	
「高齢者、障害者等が乗り移りしやすいように回転シート又はリフトアップシートを備え付けているものをいうものとします。」を「高齢者、障害者等が乗り移りしやすいようにユニバーサルデザインに基づいた仕様設備を備え付けているものをいうものとします。」にすること。	福祉タクシーの要件については、法律で「車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの」と規定しており、これに加えて、主務省令において回転シート及びリフトアップシートを定めることとしているものです。
主務省令で定める車両として、「回転シート又はリフトアップシートを備え付けているもの。」に加えて、「介護福祉士若しくは訪問介護員若しくは居住介護従業者の視覚を有する者又は社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者が乗務する車両」を追加してほしい。	バリアフリー新法において福祉タクシーに課せられる移動等円滑化基準への適合義務は主にハード面の対応を中心に規定したものであるため、ヘルパー等が乗車する車両を福祉タクシーに含めることは適切でないものと考えております。
回転シート、リフトアップシート等福祉車両に使用される車両が広く対象となる表現とされたい。	福祉タクシーの要件については、法律の規定に加え、主務省令において回転シート及びリフトアップシートを定めることとしているものです。
「高齢者、障害者等が乗り移りしやすいように回転シート又はリフトアップシートを備え付けているものをいうものとします。」とあるが、聴覚障害者に対する配慮がない以上、これを福祉タクシーというのは違和感があります。	移動等円滑化基準において、文字による意思疎通を図るための設備を規定することとしております。
2. 建築物特定施設	
建築物特定施設のうち、国土交通省令で定めるものについて、「浴室又はシャワー室」としているのを「浴室又はシャワー室及びトイレ便房」にすること。	ここでいう「浴室又はシャワー室」とは、客室外にあるもの（例えば体育館内のもの）を想定したものであり、ホテル等の客室に設けられる出入口、便所又は浴室等については、当該客室の基準として別途政令上規定することとしております。

施行規則

主なご意見	見解・対応等
3. 旅客施設の大規模改良の要件	
公共交通移動等円滑化基準の設備を施工するに十分な改良が成される時すべてを大規模改良の要件に含めるべき。	基準適合義務を課すにあたり、負担が新設の際の同様と評価できる場合を標記のとおり定めているものです。御提案につきましては、要件が不明確であり、採用することは困難と考えます。
8. 特定建築物の認定に係る表示	
病院には広報の制限がある。認定建築物のマークをつけて、病院の宣伝効果があるようにすれば、事業者側のモチベーションがあがるのではないか。	認定特定建築物であることの表示については、当該認定特定建築物、その敷地、広告、契約書類等に付することができることとしております。
9. 既存の特定建築物に設けるエレベーターについて、建築基準法の特例を受けることができる基準	
法第23条第1項第2号の主務省令で定める安全上の基準について、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置は、聴覚障害者が視覚的に双方向で連絡を取り合える双方向モニター画面を備えたものとすべき。	聴覚障害者にきめ細かく配慮した情報提供が可能な機器の設置等については、建築物の設計者等向けガイドラインにおいて、具体的な設計例や事例を紹介し、広く周知してまいります。